

科学的・技術的助言に関する補助機関

第 21 回会合

ブエノスアイレス、2004 年 12 月 6-14 日

議題項目 5(b)

方法論的問題

クリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動

**京都議定書第 1 約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林
プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き並びに実施促進措置に関する決議案の提案**

議長提案による結論草案

補遺

科学的・技術的助言に関する補助機関の勧告

科学的・技術的助言に関する補助機関は、第 21 回会合において、次の決議案の第 10 回締約国会議での採択を勧告すると決定した：

決議案 -/CP.10

京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き並びに実施促進措置

締約国会議は、

その決議 15/CP.7、17/CP.7 及びその附属書、21/CP.8 及びその附属書、18/CP.9 及びその附属書、並びに 19/CP.9 及びその附属書を想起し、

決議 11/CP.7 の勧告する決議案-/CMP.1 (土地、土地利用の変化及び林業) の前文の原則を確認し、

決議 17/CP.7 が、クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動に対し、必要な修正を加えた上で適用されることを再度明言し、

クリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動(以下、「小規模植林 CDM」と略記。)は、プロジェクト参加者である低所得共同体や個人に直接裨益すべきであることを確認し、

小規模植林 CDM に対する附属書 国からの公的資金の供与が、政府開発援助 (ODA) の流用を引き起こさず、これら締約国の資金的義務とは区別され、それに算入されることはないことを強調し、

1. 以下を決定する:

(a) 本決議の附属書に含まれる京都議定書第1約束期間の小規模植林 CDM のための簡素化された方法及び手続きの採択

(b) 小規模植林 CDM は、各検証期間における吸収源による純人為的吸収推定量の年平均が CO2 換算で 8 キロトンを超えない場合、吸収源による年間 8 キロトン以下の CO2 の純人為的吸収量を生ずる¹

(c) 小規模植林 CDM において、CO2 換算で年 8 キロトンを超える吸収源による純人為的吸収量があった場合、超過した吸収分は tCER 及び ICER の発行対象とならない

(d) 小規模植林 CDM は、特に気候変動の悪影響に脆弱な途上国締約国の適応の費用に対応するための

¹ 本規定は、年間 8 キロトンの考え方を示したものであり、言い換えれば、小規模プロジェクトとしての適格性を示したものである。つまり、各検証期間において年平均で 8 キロトンを超えることが見込まれるプロジェクトは、当初から小規模プロジェクトとしての適格性がないと判断される。

ただし、プロジェクト実施の結果、予測に反して年平均で 8 キロトンを超える状況が発生した場合、例えば第 1 約束期間(5年間)においては、最大で、8 キロトン×5年間=40 キロトンまでしか tCER 及び ICER の発行は認められない。

支援に活用される課金から除外される

(e) 小規模植林 CDM は、登録申請のための非償還金の水準の引き下げ、及び CDM 制度の管理費を補填する課金の引き下げの対象となる

2. CDM 理事会に以下を要請する：

(a) 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合での検討のため、小規模植林 CDM について、適切な場合は、土壌タイプ、プロジェクトの存続期間、気象条件を考慮し、現存する炭素貯蔵量の評価及び簡素化されたベースライン方法のための既定係数を開発すること

(b) 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合での検討のため、小規模植林 CDM について、適切な統計手法に基づいて、吸収源による現実純吸収量の推定あるいは測定のための簡素化されたモニタリング方法を開発するとともに、必要に応じて、CDM 理事会は吸収源による現実純吸収量の推定あるいは測定を容易にするため、異なった新規植林及び再植林プロジェクト活動に対する異なった手法及び既定係数があればそれを提示すること

(c) 小規模植林 CDM のリーケージを推定するための指針を開発すること

3. 事務局に対して、追加的資金の入手を前提に、下記 6(b)に言及されている情報を含む、小規模植林 CDM の開発に関連する情報の交換及び情報へのアクセスを促進することを要請する

4. 締約国に対して、指定運営機関による有効性審査、検証・認証に係る費用を軽減する観点から、複数の小規模植林 CDM の提出を調整することに関心のあるプロジェクト参加者に対する支援を招請する

5. 附属書 締約国に対して、本決議の附属書に含まれている簡素化された方法及び手続きの適用と実施のキャパシティービルディングのための活動に対するホスト締約国への支援を招請する

6. 関連する多国間機関、政府間機関、非政府組織に対して以下を招請する：

(a) 小規模植林 CDM の開発及び実施において、低所得共同体及び個人を支援するキャパシティービルディング活動のためのプログラムを策定、開発、実施すること

(b) 小規模林業の選択肢及びそれらの潜在的炭素吸収量、衛星・航空画像、これらのプロジェクト活動に係る炭素評価モデル及びマーケット情報を含む、小規模植林 CDM のプロジェクト開発を支援するためのウェブを基にしたツールを開発すること

(c) 小規模植林 CDM の開発及び実施を促進するための、関連する国際組織や機関との連携による地域ワークショップを開催すること

7. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合で、下記の決議案を採択するよう勧告する

決議案 -/CMP.1

京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き並びに実施促進措置

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

決議-/CMP.1（メカニズム）、-/CMP.1（12条）及びその附属書、-/CMP.1（土地、土地利用の変化及び林業）メカニズム）及びその附属書、並びに-/CMP.1（京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動のための方法及び手続き）及びその附属書を承知し、

決議11/CP.7及びその附属書、15/CP.7、17/CP.7及びその附属書、21/CP.8及びその附属書、18/CP.9及びその附属書、19/CP.9及びその附属書、-/CP.10（京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き並びに実施促進措置）及びその附属書、-/CP.10（クリーン開発メカニズムに関するガイダンス）及びその附属書を認識し、

1. クリーン開発メカニズムにおける新規植林及び再植林プロジェクト活動の実施を促進するための措置を含む、決議-/CP.10（京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き並びに実施促進措置）に従って行われるいかなる行動も確認し、そして十分に実行することを決定し、
2. 下記の附属書に含まれる京都議定書第1約束期間のクリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きを採択し、
3. CDM 理事会に対し、小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続きを検討し、必要な場合は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に適切な勧告を行うよう招請し、
4. CDM 理事会に対し、小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動の実施促進措置を検討し、必要な場合は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に適切な勧告を行うよう招請する。

附属書

クリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林 プロジェクト活動のための簡素化された方法及び手続き

A. 序文

1. クリーン開発メカニズムにおける小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動（以下、「小規模植林 CDM」と略記。）は、決議 19/CP.9 の附属書に包含されている、CDM における新規植林及び再植林プロジェクト活動（以下、「植林 CDM」と略記。）に関する方法及び手続きに明記されているプロジェクトサイクルの段階に従うものとする。取引経費を削減するため、小規模植林 CDM に関する方法及び手続きは以下のように簡素化される：

- (a) プロジェクト活動は、プロジェクトサイクルの以下の段階においてバンドル化(一括化)あるいは、ポートフォリオ・一括化できる。：プロジェクト設計書、有効性審査、登録、モニタリング、検証及び認証。一括の規模は植林 CDM に関する方法及び手続きの 1(i)項に規定している閾値を超えてはならない；
- (b) プロジェクト設計書の要件は緩和される；
- (c) プロジェクトベースラインの開発コストを削減するため、プロジェクトタイプ毎のベースライン方法論は簡素化される；
- (d) モニタリングコスト削減のため、モニタリングの要件の簡素化を含め、モニタリング計画は簡素化される；
- (e) 同一の運営機関が有効性審査、検証及び認証を実施できる。

2. 簡素化されたベースライン、モニタリング方法論は、付録 B のリストに示されているように、小規模植林 CDM のタイプ毎に開発される。このリストは他のタイプの小規模植林 CDM を除外するものではない。仮に提案する小規模植林 CDM が付録 B のいずれのタイプにも該当しない場合は、プロジェクト参加者は CDM 理事会に対し、下記 8 項の規定を勘案しつつ、提案する簡素化されたベースライン及び/又はモニタリング計画の承認の申請を提出する。

3. 植林 CDM に関する方法及び手続きは、その 12-30 項を除き、小規模植林 CDM に適用される。それに代えて下記 4-29 項が適用されるものとする。付録 A は、必要に応じて、植林 CDM に関する方法及び手続きの付録 B の規定に置き換えるものとする。

B. 小規模植林 CDM のための簡素化された方法及び手続き

4. 小規模植林 CDM のための簡素化された方法及び手続きを利用するため、提案されたプロジェクト活動は：
 - (a) 植林 CDM の方法及び手続きの 1(i)項で規定されている小規模植林 CDM の基準に適合していること；
 - (b) 付録 B の一つのプロジェクトタイプと一致すること；
 - (c) 付録 C を通じて決定されたように、より大規模なプロジェクト活動のデバンドル化された構成部分でないこと。
5. プロジェクト参加者は、付録 A に明記された様式に則ってプロジェクト設計書を作成しなくてはならない。
6. プロジェクト参加者は、付録 B に明記された簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論を使用できる。
7. 小規模植林 CDM に関係するプロジェクト参加者は、CDM 理事会での検討のため、付録 B に明記された簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論の変更、或いは、追加的なプロジェクトタイプを提案できる。
8. 小規模植林 CDM プロジェクトの新たなタイプの提案、或いは、方法論の改訂を希望するプロジェクト参加者は、CDM 理事会に対し、その活動に関する情報、及びいかに簡素化されたベースライン及びモニタリング方法がこのタイプに適合するかについての提案に関する要請を文書でもって行わなくてはならない。CDM 理事会は、適切な場合には、新たなプロジェクトタイプ、及び/又は簡素化された方法論の改訂や修正の検討に当たって専門的知見を活用できる。CDM 理事会は、迅速に、可能であれば次回会合で、提案された方法論の見直しを行う。それが認められれば、CDM 理事会は付録 B を修正する。
9. CDM 理事会は、付録 B を少なくとも年一回審査し、必要に応じて、修正しなくてはならない。
10. 付録 B に対するいかなる修正も、修正された日付以降に登録された小規模植林 CDM のみに適用され、既に登録された小規模植林 CDM についてはクレジット期間中影響を与えない。
11. 幾つかの小規模植林 CDM は有効性審査の目的のために一括化できる。一括化されたプロジェクト活動に関しては、サンプルベースで構成する個々のプロジェクト活動の成果をモニターする全体的なモニタリング計画を提案することができる。仮に、一括化されたプロジェクト活動が全体的なモニタリング計画とともに登録された場合は、このモニタリング計画は実施され、また、達成された吸収源による純人為的吸収量のそれぞれの検証及び認証は一括化された全てのプロジェクト活動を網羅し

なくてはならない。

12. 小規模植林 CDM あるいは一括化された小規模植林 CDM については、同一の指定運営機関による有効性審査、検証及び認証の実施が可能である。

13. CDM 理事会は、登録申請のための非償還金の引き下げ水準を規定するとともに、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対し決議 17/CP.7 で求められている管理費を補填するための課金について勧告するときは、小規模植林 CDM の管理費を補填する課金についての引き下げられたレートを提案するものとする。

C. 有効性審査と登録

14. 提案された小規模植林 CDM の有効性審査のため、プロジェクト参加者によって選定された指定運営機関は、契約に基づき、下記の要件が満たされていることを確認するため、プロジェクト設計書及びその他の補足書類を審査する：

(a) 決議 17/CP.7 の附属書 28-30 項及び植林 CDM に関する方法及び手続きの 8 項、9 項に規定する参加要件が満たされている；

(b) 地元利害関係者の意見が求められ、その受け取った意見の概要が提供され、それら意見に対してどのように適切な配慮が払われたかに関する報告書が指定運営機関に受理されている；

(c) プロジェクト参加者は、指定運営機関に対し、提案された小規模植林 CDM の生物多様性及び自然生態系に対する影響、そしてプロジェクト境界外での影響を含めた、社会・経済的及び環境的影響の分析に関する書類を提出している。プロジェクト参加者またはホスト締約国が重大と考える悪影響がある場合は、プロジェクト参加者は、ホスト締約国で必要とされる手続に則り、社会・経済的影響の評価及び/又は環境的影響の評価を実施している。プロジェクト参加者は、ホスト締約国で必要とされる手続に則り、そのような評価を実施したことの確認とともに、計画されたモニタリング及びそれらの問題に対する改善措置を含んだ文書を提出する；

(d) 提案された小規模植林 CDM は、下記 18-19 項に則り、吸収源による現実純吸収量が登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて増加していれば追加的である；

(e) プロジェクト参加者は、植林 CDM の方法及び手続きの 38 項に則り、非永続性に対処するために提案する手法を明記している；

(f) 提案された小規模植林 CDM は、付録 B の一つのタイプに適合し、付録 B に明記された一つの簡素化されたベースライン及びモニタリング方法を使用し、現存する炭素蓄積の測定は適切な方法で実施される；

(g) 小規模植林 CDM の一括に際しては、一括化の条件を満たすとともに、一括化された小規模植林 CDM の全体的なモニタリング計画が適切であること；

- (h) プロジェクト参加者は、付録 B に則ってリーケージに関する情報を提供する；
- (i) 提案されたプロジェクト活動は、これらの簡素化された方法及び手続きによって置き換えない決議 19/CP.9 に規定するプロジェクト活動及びその附属書、COP/MOP 並びに CDM 理事会による関連する決議によるモニタリング、有効性審査、報告を含む全ての要件に適合する。

15. 指定運営機関は：

- (a) CDM 理事会への有効性審査報告書の提出に先立ち、それぞれの関係締約国の指定国家機関からの書面による自主的参加承認書をプロジェクト参加者から受け取る。これには、提案された小規模植林 CDM がホスト締約国の持続可能な開発の達成を支援するものであるとのホスト締約国による確認が含まれる；
- (b) CDM 理事会への有効性審査報告書の提出に先立ち、提案された小規模植林 CDM はホスト締約国によって決定された低所得共同体及び個人により開発され、または実行されるとの宣誓書をプロジェクト参加者から受け取る；
- (c) 決議 17/CP.7 の附属書 27(h)項に含まれる機密性保持に関する条項に則り、プロジェクト設計書を公表する；
- (d) 締約国、利害関係者、UNFCCC 認定の非政府組織から有効性審査要件に関するコメントを 30 日以内に受け取り、これを公表する；
- (e) コメント受け取りの締切以降、提供された情報に基づき、また受け取ったコメントを考慮し、提案された小規模植林 CDM を有効化すべきかどうかについて決定する；
- (f) 小規模植林 CDM の有効性に関する決定をプロジェクト参加者に通知する。この通知には、有効性の確認、有効性審査報告書の CDM 理事会への提出日付、または、提案された小規模植林 CDM が書類上有効化の要件を満たしていないと判断される場合は、非受理の理由の説明が含まれる；
- (g) 提案された小規模植林 CDM が有効であると決定される場合は、CDM 理事会に対し有効性審査報告書の様式で登録申請書を提出する。これには、プロジェクト設計書、上記 15(a)項に示すとおり参加締約国の指定国家機関からの書面による自主的参加承認書及び受領したコメントに対していかに適切な配慮がなされたかの説明が含まれる；
- (h) この有効性審査報告書を CDM 理事会への送付時に公表する。

16. CDM 理事会による登録は、提案された小規模植林 CDM の参加締約国、または CDM 理事会の少なくとも 3 名のメンバーが、提案された小規模植林 CDM の審査を要請しない限り CDM 理事会が登録要請書を受け取った日付後 4 週間で確定される。CDM 理事会による審査は下記の条項に則り行われる：

- (a) 有効化の要件に関連するものであること；
- (b) 遅くとも審査要請に続く二回目の会合までには、最終決定がなされ、決定とその理由とをプロジェクト参加者及び一般に通知すること。

17. 承認されなかった提案された小規模植林 CDM は、当該プロジェクト活動が一般からのコメントに

関するものを含み、有効性審査及び登録のための手続に則り、かつそのための要件を満たしている場合は、適切な改訂後、有効性審査及びそれに続く登録に向けた再審査が認められる。

18. 小規模植林 CDM は、吸収源による現実純吸収量が、登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて増加していれば追加的である。

19. 提案された小規模植林 CDM のベースラインは、提案されたプロジェクト活動がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を合理的に表すシナリオである。付録 B に示すベースライン方法論を用いて導き出された場合は、ベースラインは、提案された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化を合理的に表すものでなくてはならない。

20. 付録 B の簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論は、プロジェクト参加者が指定運営機関に対し、プロジェクト活動が、付録 B の添付 A に示されている一つ以上の障壁（バリアー）により他の方法では実施されなかったであろうことを立証することが可能な場合、小規模植林 CDM に使用できる。プロジェクトタイプにつき付録 B に明記されている場合は、付録 B の添付 A に示されているバリアーに基づく立証に代えて、プロジェクト活動が他の方法では実施されなかったであろう定量的証拠を示すことが可能である。

21. クレジット期間は、小規模植林 CDM の開始時に始まることとする。提案された小規模植林 CDM のクレジット期間は次のどちらかとする：

- (a) 最大 20 年間で最大 2 回更新可能である。ただし、各更新時において、指定運営機関が当初のプロジェクトベースラインが依然有効であるか、または、適切な場合には、新たなデータを考慮して更新したかを判断し、CDM 理事会に通知する；または、
- (b) 最大 30 年間

22. 小規模植林 CDM は、リーケージを最小限に抑えるような方法で設計されなくてはならない。

D. モニタリング

23. プロジェクト参加者は、小規模植林 CDM、あるいは、一括化された小規模植林 CDM のプロジェクト設計書の一部に次の事項を提供するモニタリング計画を含める：

- (a) 付録 B に明記されたクレジット期間中の吸収源による現実純吸収量を推定、又は測定するために必要な関連データの収集及び保管；
- (b) 付録 B に明記されたクレジット期間中の吸収源によるベースライン純吸収量を決定するために必要な関連データの収集及び保管；
- (c) プロジェクト参加者が、指定運営機関に対し、付録 B で明記されたような顕著なリーケ

ージの発生は予想されないことを適切に示せない場合は、プロジェクト期間中における全ての可能性のあるリーケージ源の特定、及びデータの収集及び保管；

(d) 土地の法的権利、又は炭素プールの利用権に影響するプロジェクト境界内での状況の変化；

(e) 付録 B に則ったモニタリング過程の品質保証と品質管理の手続；

(f) 小規模植林 CDM に起因した吸収源による純人為的吸収量の定期的な算定の手続とこれらの算定に含まれる手続の文書化；

(g) プロジェクト活動の状況が、リーケージを発生、または増加させるような形で変化した場合の、リーケージを最小化するための関連措置実施のための検討手続。

24. 提案された小規模植林 CDM のモニタリング計画は、指定運営機関が、有効性審査において、モニタリング方法がプロジェクト活動の状況に適した良好なモニタリングの実践を反映していると決定する場合は、関連するプロジェクト活動について、付録 B で明示されたモニタリング方法を使用することが可能である。

25. 小規模植林 CDM が一括化されている場合、上記 23 項及び 24 項に則り、個々のプロジェクト活動に対し個別のモニタリング計画を適用する。あるいは、一括化されたプロジェクト活動に適した良好なモニタリングの実践を反映させ、また、一括化されたプロジェクト活動により達成された吸収源の純人為的吸収量を算定するために必要とされるデータの収集及び保管の準備のために、有効性審査時に指定運営機関により決定される、全体的なモニタリング計画を採用するものとする。良好な実践には、一括化されたプロジェクトの 1 つのサンプルのモニタリングを含むことができる。

26. プロジェクト参加者は、登録されたプロジェクト設計書に含まれたモニタリング計画を実践し、関連するモニターされたデータを記録保管し、プロジェクト参加者によって示されたクレジット期間中に達成された吸収源の純人為的吸収量を検証するために契約した指定運営機関に対して関連するモニタリングデータを報告しなければならない。

27. 情報の正確性、及び/又は、完全性を向上するためのモニタリング計画の改訂は、プロジェクト参加者により正当化されるとともに、有効性審査のために指定運営機関に提出されなくてはならない。

28. 登録されたモニタリング計画及びその改訂計画の実施は、適用可能な場合、tCERs 又は ICERs の検証、認証及び発行の条件となる。

29. プロジェクト参加者は、検証及び認証目的のため、上記 23 項に規定する登録されたモニタリング計画に則ったモニタリング報告書を、プロジェクト参加者が検証を行うために契約した指定運営機関に提供する。

付録 A

小規模植林 CDM のためのプロジェクト設計書

1. 本付録の目的は、小規模植林 CDM のためのプロジェクト設計書において必要とされる情報を概説することである。プロジェクト活動は、本附属書の、特に有効性審査及び登録に関するセクション C とモニタリングに関するセクション D に述べられている小規模植林 CDM の規定を考慮し、プロジェクト設計書に詳細に記載するものとする。その記載内容には次のものを含む：

- (a) プロジェクトの目的を包含する小規模植林 CDM に関する記述；適切な場合には、選定された樹種や品種、技術やノウハウの移転方法を含むプロジェクト活動の技術的な記述；プロジェクト活動の物理的な位置や境界に関する記述；プロジェクト活動の一部となる排出ガスの内訳；
- (b) 気候、水文学、土壌、生態系、希少種や絶滅危惧種の生息の可能性及び生息地に関する記述を含む、当該地域の環境の現状に関する記述；
- (c) 土地の法的権利、吸収された炭素の利用権、現在の土地の所有権や土地利用に関する記述；
- (d) 植林 CDM に関する方法及び手続きに関する 21 項に則った、選択された炭素プール及び透明で検証可能な情報；
- (e) 付録 B のどのベースライン及びモニタリング方法論が選択されたかに関する説明；
- (f) 当該小規模植林プロジェクト活動に関連して、付録 B の簡素化されたベースライン方法論がどのように適用されるのかについての記述；
- (g) 適用可能な場合、潜在的なリーケージを最小化するためにとられる措置；
- (h) プロジェクト活動の開始日とその正当性、そして吸収源による純人為的吸収量が発生すると予想されるプロジェクト活動のクレジット期間の選択；
- (i) 植林 CDM に関する方法及び手続きの 38 項に則って、非持続性への対処としてどのアプローチを選択したかに関する説明；
- (j) 吸収源による現実純吸収量が、登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて、いかに増加するかについての記述；
- (k) プロジェクト活動の環境的影響：
 - (i) 提案された小規模植林 CDM の生物多様性、自然生態系、プロジェクト境界外への影響も含む環境的影響の分析に関する文書。この分析は、適切な場合には、とりわけ、水文学、土壌、火災、病虫害のリスクに関する情報を含む；
 - () プロジェクト参加者又はホスト締約国が重大であると考えられる悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト締約国が必要とする手続きに則って、規模に応じた環境的影響評価を実施したことの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。

(l) プロジェクト活動の社会・経済的影響

(i) 提案された小規模植林 CDM のプロジェクト境界外の影響を含む社会・経済的影響の分析に関する文書。この分析は、適切な場合には、とりわけ、地域共同体、先住民、土地所有権、地域雇用、食料生産、文化的・宗教的な場所、薪炭材やその他の林産物へのアクセスに関する情報を含む；

() プロジェクト参加者又はホスト締約国が重大であると考えられる悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト締約国が必要とする手続きに則って、規模に応じた社会・経済的影響評価を実施したことの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。

(m) 上記 1 (k) () 項及び (l) () 項で言及した重大な影響に対応するための計画されたモニタリング及び改善措置に関する記述；

(n) 附属書 国からのプロジェクト活動に対する公的資金の財源に関する情報で、その資金が政府開発援助の流用を引き起こさず、これら締約国の資金的義務とは区別され、それに算入されることはないことを確認する情報；

(o) 手順の簡潔な記述、受領したコメントの要約、受領したコメントをどのように適切に考慮したかに関する報告を含む利害関係者のコメント；

(p) 当該小規模植林 CDM に関して、付録 B の簡素化されたモニタリング方法論がどのように適用されるかに関する記述。

付録 B

小規模植林 CDM の選定されたタイプのための簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論

1. CDM 理事会は下記の指示に従って、小規模植林 CDM の選定されたタイプに対する簡素化された方法論を示す例示的リストを開発しなければならない：

ベースライン方法論

2. プロジェクト参加者が、小規模植林プロジェクト活動がなかった場合に、プロジェクト境界内で炭素蓄積に顕著な変化が起こらないであろうことを示す関連情報を提供可能な場合は、プロジェクト参加者は、プロジェクト活動が実施される前に現存する炭素蓄積を評価する。現存する炭素蓄積はベースラインと見なされ、クレジット期間を通して一定と見なす。

3. 小規模植林プロジェクト活動がなかった場合に、プロジェクト境界内で炭素蓄積に顕著な変化が起こると予測される場合には、プロジェクト参加者は CDM 理事会で開発される簡素化されたベースライン方法論を使用する。

4. CDM 理事会は下記の小規模植林プロジェクト活動のタイプに関し、簡素化されたベースライン方法論を開発する¹。

- (a) 草地から植林地
- (b) 耕作地から植林地
- (c) 湿地から植林地
- (d) 居住地から植林地

5. CDM 理事会は、上記 4 項のタイプを考慮し、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第 1 回締約国会議(COP/MOP1)での検討のため、適切な場合には、土壌タイプ、プロジェクト存続期間、気候条件を考慮した現存する炭素蓄積の評価及び簡素化されたベースライン方法論のための既定係数を開発する。プロジェクト参加者は、プロジェクト活動のタイプに適する良好な実践を反映できる場合は、既定係数、あるいは、プロジェクト特有の方法のどちらを使ってもよい。

モニタリング方法論

6. ベースラインのモニタリングは要求されない。

7. CDM 理事会は、COP/MOP1 での検討のため、吸収源による現実純吸収量の推定又は測定するための適切な統計手法に基づいた簡素化されたモニタリング方法論を開発する。適切な場合には、CDM 理事

¹ これらの土地の類型は IPCC の LULUCF-GPG の第 2 章（土地区域の一貫した表示のための基準）で定義されたものと一致してはならない。

会は、異なった植林プロジェクト活動のタイプに応じた異なった方法論を示すとともに、あるならば、吸収源による現実純吸収量の推定又は測定のための既定係数を提案する。

8. CDM 理事会は、一つ以上の炭素プール及び / 又は温室効果ガスの排出を、ベースライン純吸収量及び / 又は吸収源による現実純吸収量から除外することができることを確定するために必要な情報の簡素化の方法について検討する。

リーケージ

9. プロジェクト参加者が、小規模植林プロジェクト活動によって活動や人々の排除は起こらないこと、あるいは、小規模植林プロジェクト活動に起因するプロジェクト境界外での活動を引き起こさないことを証明する場合には、排出源による温室効果ガスの排出の増加について、リーケージの推計は必要ない。その他全ての場合にはリーケージの推計は必要である。CDM 理事会は、リーケージ推計のためのガイドラインを開発する。

付録 B の添付 A

(小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きに関する 20 項に引用されている付録 B の添付 A は、決議 21/CP.8 の付属書 の付録 B の添付 A に含まれている、非植林 CDM プロジェクト活動に関する既存のバリアの表を考慮しつつ、CDM 理事会により開発される。)

付録 C

1. デバンドリングは、大規模なプロジェクト活動を小さなパーツに分割化したものと定義づけられる。大規模なプロジェクト活動の一部としての小規模プロジェクト活動は、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きを使う資格がない。大規模なプロジェクト活動、あるいはその構成部分は、植林 CDM に関する通常的方法及び手続きに従わなければならない。

2. 既に登録している小規模植林 CDM、または登録を申請している他の小規模植林 CDM で、次の要件を全て満たす提案された小規模植林プロジェクト活動は、大規模プロジェクト活動のデバンドル化された一部分であるとみなす。

(a) 同じプロジェクト参加者によるもの

(b) 過去 2 年以内に登録されたもの

(c) プロジェクト境界と提案された小規模活動のプロジェクト境界までの距離が最も近いところで 1 km 以内であるもの

3. 提案された小規模植林プロジェクト活動が、上記 2 項に従ってデバンドル化の一部分とみなされても、既に登録された小規模植林 CDM と結合した全体の規模が決議 19/CP.9 の付属書の 1(i)項で規定された小規模植林 CDM の閾値を超えていなければ、そのプロジェクト活動は、小規模植林 CDM のための簡素化された方法及び手続きを使う資格がある。